議案第24号

甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例制定について

甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 介護予防訪問入浴介護
 - 第1節 基本方針(第5条)
 - 第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)
 - 第3節 設備に関する基準(第8条)
 - 第4節 運営に関する基準(第9条~第37条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第38条・ 第39条)
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (第40条~第43条)
- 第3章 介護予防訪問看護
 - 第1節 基本方針(第44条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第45条・第46条)

- 第3節 設備に関する基準(第47条)
- 第4節 運営に関する基準 (第48条~第55条)
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第56条~ 第58条)
- 第4章 介護予防訪問リハビリテーション
 - 第1節 基本方針(第59条)
 - 第2節 人員に関する基準(第60条)
 - 第3節 設備に関する基準 (第61条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第62条~第65条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第66条・ 第67条)
- 第5章 介護予防居宅療養管理指導
 - 第1節 基本方針(第68条)
 - 第2節 人員に関する基準(第69条)
 - 第3節 設備に関する基準 (第70条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第71条~第74条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第75条・ 第76条)
- 第6章 介護予防通所リハビリテーション
 - 第1節 基本方針(第77条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第78条)
 - 第3節 設備に関する基準(第79条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第80条~第89条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第90条~ 第93条)
- 第7章 介護予防短期入所生活介護
 - 第1節 基本方針(第94条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第95条・第96条)
 - 第3節 設備に関する基準 (第97条・第98条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第99条~第109条)

- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第110条~ 第117条)
- 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及 び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第118条・第119条)
 - 第2款 設備に関する基準(第120条・第121条)
 - 第3款 運営に関する基準(第122条~第126条)
 - 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第127条~ 第131条)
- 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準 (第132条・第133条)
- 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第134条~第140条)
- 第8章 介護予防短期入所療養介護
 - 第1節 基本方針(第141条)
 - 第2節 人員に関する基準(第142条)
 - 第3節 設備に関する基準(第143条)
 - 第4節 運営に関する基準(第144条~第150条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第151条~ 第157条)
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及 び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第158条・第159条)
 - 第2款 設備に関する基準(第160条)
 - 第3款 運営に関する基準 (第161条~第165条)
 - 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第166条~ 第170条)
- 第9章 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 第1節 基本方針(第171条)
 - 第2節 人員に関する基準(第172条・第173条)
 - 第3節 設備に関する基準(第174条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第175条~第185条)

- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第186条~ 第192条)
- 第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第193条・第194条)
 - 第2款 人員に関する基準(第195条・第196条)
 - 第3款 設備に関する基準(第197条)
 - 第4款 運営に関する基準 (第198条~第202条)
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第203条・ 第204条)
- 第10章 介護予防福祉用具貸与
 - 第1節 基本方針(第205条)
 - 第2節 人員に関する基準(第206条・第207条)
 - 第3節 設備に関する基準 (第208条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第209条~第216条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第217条~ 第219条)
 - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第220条・第221条)
- 第11章 特定介護予防福祉用具販売
 - 第1節 基本方針(第222条)
 - 第2節 人員に関する基準(第223条・第224条)
 - 第3節 設備に関する基準 (第225条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第226条~第230条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第231条~ 第233条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい

う。)第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス 事業を行う者をいう。
 - (2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
 - (3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 - (4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
 - (5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
 - (6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介 護予防サービスをいう。
 - (7) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第 53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。
 - (8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービス事業者の指定及び事業の一般原則)

第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に

利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者又は地域密着型サービス事業者(法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。以下同じ。) その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 指定介護予防サービス事業者は、その役員等(法第70条第2項第6号に 規定する役員等をいう。)が甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2 号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針

第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護 予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅にお いて、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行 うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持回復を図り、も って利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数等)

- 第6条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上
 - (2) 介護職員 1以上
- 2 介護予防訪問入浴介護従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第52条第

1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第51条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第52条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第8条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広 さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な 浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第54条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第9条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ

った場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又 はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信 し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力する ことによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用す

るもの

- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申 込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けな い旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定 する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申 込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (提供拒否の禁止)
- 第10条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問 入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第12条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供 を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要 支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3 第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意 見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならな い。

(要支援認定の申請に係る援助)

第13条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わ

なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年12月条例第33号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第15条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了 に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用 者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第16条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明す

ること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則 第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されて いる場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提 供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第18条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の 変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の 必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第20条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部とし て、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該 指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除し て得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定 介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額 と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不 合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
 - (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内 容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第23条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付して その旨を市町村に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応)
- 第24条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供 を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やか に主治の医師又は当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関

(当該指定介護予防訪問入浴介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

- 第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護 事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。

(運営規程)

- 第26条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所 ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければ ならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第27条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防 訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護 予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごと に、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によっ て指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、そ の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

- 第28条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護 予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等について、衛生的な管理に 努めなければならない。

(掲示)

第29条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程(第26条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第30条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家 族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者 の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用い る場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第31条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所 について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであっては ならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償

として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 (苦情処理)

- 第33条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該 苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第34条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第35条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問 入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家 族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置 を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採っ た処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介 護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなけ ればならない。

(会計の区分)

第36条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所 ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計をその 他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第37条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
 - (1) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (3) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (4) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

- 第38条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項 に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計 画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴

介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 第39条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、 第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げ るところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
 - (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、 適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
 - (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用

者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに 消毒したものを使用する。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数等)

- 第40条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 看護職員 1以上
 - (2) 介護職員 1以上
- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第63条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第41条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

- 第42条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。
- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一 の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、

指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する設備に関する基準を満た すことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ る。

(準用)

第43条 第1節、第4節(第16条、第21条第1項並びに第33条第5項及び 第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業につ いて準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防 訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受 ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第 22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあ るのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第21条第3項中「前2項」とあ るのは「前項」と読み替えるものとする。

第3章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

第44条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(看護師等の員数等)

- 第45条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。)

ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、2.5以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーシ

ョンの実情に応じた適当数

- (2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数
- 2 前項第1号アの看護職員のうち、1人は、常勤でなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第68条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準条例第67条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第68条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第46条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければ ならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護 を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

- 第47条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な

広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保すると ともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければなら ない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第70条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第48条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第49条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際して は、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当 該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第50条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定 介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該 指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防 訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を 受けるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護

予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予 防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けるこ とができる。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第51条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用 者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第52条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っている際に利用者 に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うととも に、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなけ ればならない。

(運営規程)

- 第53条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

- 第54条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
 - (1) 第58条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
 - (2) 第57条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書
 - (3) 第57条第11号に規定する介護予防訪問看護報告書
 - (4) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第55条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項及び第29条中「第26条」とあるのは「第53条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第56条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を 設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用 者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよ う支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当 たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

- 第57条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した文書(以下この条において「介護予防訪問看護計画書」という。)を作成し、主治の医師に提出しなければならない。
 - (3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項 について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなら ない。

- (5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問 看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び 介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう 妥当適切に行うものとする。
- (7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指 導又は説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。
- (10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した文書(以下この条において「介護予防訪問看護報告書」という。)を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告書を主治の医師に定期的に提出しなければならない。
- (12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護 予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならな い。
- (13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護 計画書の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提 出しなければならない。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書 の変更について準用する。
- (15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機 関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から前号までの

規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

- 第58条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、 主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治 の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第4章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第59条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

- 第60条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護 予防訪問リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下 「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業 者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
 - (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上
- 2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定訪問リハビリ

テーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第83条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第84条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

- 第61条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第62条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関す

る法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 第63条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

(運営規程)

- 第64条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及 び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防 訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第67条第2号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画
 - (2) 次条において準用する第20第2項の規定による提供した具体的なサービス の内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第65条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで及び第49条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項及び第29条中「第26条」とあるのは「第63条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

- 第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予 防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなら ない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した 日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常 に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第67条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第59条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第91条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下この条において「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。)を作成するものとする。
 - (3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハ ビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家 族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - (5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
 - (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第78条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーシ

ョン事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第91条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び 介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回 復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行う ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療 養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものと する。
- (9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結

果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第5章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第68条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

- 第69条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
 - ア 医師又は歯科医師 1以上
 - イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養 管理指導の内容に応じた適当数
 - (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 1以上の薬剤師
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者(指定居宅サービス等基準条例第94条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導(指定居宅サービス等基準条例第93条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において

一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第94条 第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

- 第70条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を 併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指 導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指 定居宅サービス等基準条例第95条第1項に規定する設備に関する基準を満たす ことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第71条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額 と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第 1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するもの に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならな い。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内 容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

- 第72条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

- 第73条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計 に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療 養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。
 - (1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(準用)

第74条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、 第23条、第25条、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで及 び第49条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。 この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは 「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項及び第29条中「第26条」とあるのは「第72条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

- 第75条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅 療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
- 第76条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に 掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に 利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯 科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計 画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サー ビスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うもの とする。
 - (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいよう指導又は助言を行うものとする。

- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防 サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者 若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業 者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予 防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合 については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則 として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければなら ない。
- (7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記録するものとする。
- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方 針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
 - (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやす いよう指導又は説明を行うものとする。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
 - (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療記録を作成するとともに、第1号の医師又は歯科医

師に報告するものとする。

第6章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第77条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

- 第78条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
 - (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師 (以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる 基準を満たすために必要と認められる数
 - ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第125条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第124条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合にあっては、その提供を行う時間帯

(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

- イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法 士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごと に1以上確保されていること。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2 号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。
 - (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合にあっては、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
 - (2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。
- 3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第125条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

- 第79条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第126条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第80条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に おいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る 費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。)第118条の2第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる ものとする。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第81条 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者等の責務)

- 第82条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行す る者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節

の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第83条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
 - (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第84条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指 定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビ リテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第85条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定 介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その 他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第86条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体 的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それ らを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置 に関する訓練を行わなければならない。
- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常 災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努 めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第87条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビ リテーション事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第88条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及 び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防 通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第91条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第29条、第30条、第32条から第36条まで及び第49条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項及び第29条中「第26条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

- 第90条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予 防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師 とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに

努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第91条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第77条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者(以下この節において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下この条において「介護予防通所リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。
 - (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たって は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得 なければならない。
 - (5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
 - (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望

及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第67条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行う ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療 養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものと する。
- (9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービス の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告 しなければならない。
- (12) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通 所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。
- (13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテ

ーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

- 第92条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の 効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければなら ない。
 - (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、 介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準条例第32条第 7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、指定介護予 防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつ つ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
 - (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、 栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外 の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
 - (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、 利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような 強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理 体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。 (安全管理体制等の確保)
- 第93条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ、定めなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転 倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っている ときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場 合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を

講じなければならない。

第7章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針

第94条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第95条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短 期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予 防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生 活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短 期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただ し、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介 護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防 短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基 準条例第136条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定 短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定短期 入所生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介 護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第105条に おいて同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。) が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会 福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介 護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に 支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごと に1以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に 応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる員数の介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち、1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満で

ある併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を 併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介 護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指 定居宅サービス等基準条例第136条第1項から第6項までに規定する人員に関 する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみ なすことができる。

(管理者)

第96条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

- 第97条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第95条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。
- 2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(第120条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営されている場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を

併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第138条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

- 第98条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。
 - (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は 消防署長と相談の上、第109条において準用する第86条第1項に規定す る計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める こと。
 - イ 第109条において準用する第86条第1項に規定する訓練については、 同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等 との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を 有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建て の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安 全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物 とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 食堂
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 浴室
 - (5) 便所
 - (6) 洗面設備
 - (7) 医務室
 - (8) 静養室
 - (9) 面談室
 - 10) 介護職員室
 - (11) 看護職員室
 - (12) 調理室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場

- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- 4 前項の規定にかかわらず、併設事業所の場合にあっては、当該併設事業所及び 当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本 体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者 及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併 設本体施設の同項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生 活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第95条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、 第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老 人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - (2) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
 - (3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- 7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあっては2.7メートル)以上とすること。

- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第139条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第99条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第104条に規定する運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの内容、利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について 準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第100条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短 期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療

サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第101条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額と の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 基準省令第135条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第135条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に 基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用(基準省令第135条第3項第5号の規定により厚生労働 大臣が定める場合を除く。)

- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第135条第4 項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- 第102条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活 介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用 者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、当 該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 は、この限りでない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しなければならない。

(緊急時等の対応)

第103条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第104条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営につ

いての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員(第95条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項 (定員の遵守)
- 第105条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 第95条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
 - (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第 4条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けること が必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない 指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利 用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に 掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行う ことができるものとする。

(衛生管理等)

第106条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上

必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。

(地域等との連携)

第107条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民 又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなけれ ばならない。

(記録の整備)

- 第108条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会 計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入 所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。
 - (1) 第111条第2号に規定する介護予防短期入所生活介護計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第102条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第36条まで、第84条及び第86条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入

所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

- 第110条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期 入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図 りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

- 第111条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第94条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の 日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行

- う期間等を記載した計画(以下この条において「介護予防短期入所生活介護計画」という。)を作成するものとする。
- (3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活 介護計画が作成されている場合には、当該介護予防短期入所生活介護計画に基 づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し やすいよう説明を行うものとする。

(介護)

- 第112条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活 の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な 方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用 者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければな らない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従

事させなければならない。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の 状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂 で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第114条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第115条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第116条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、 その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その 相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならな い。

(その他のサービスの提供)

- 第117条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、趣味、教養又は娯楽に係る 活動のための設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行 わなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第118条 第1節及び前3節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第119条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備、備品等)

- 第120条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する 消防長又は消防署長と相談の上、第126条において準用する第109条に おいて準用する第86条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避 難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第126条において準用する第109条において準用する第86条第1項 に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間にお いて行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等 との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を 有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建て のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る 利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準 耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができ

る。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護 事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以 下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、 当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老 人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。) の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該 ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上 支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備 (ユニットを除く。)をユニット型事業所併短期入所生活介護の事業の用に 供することができるものとする。
- 5 第95条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第 号)第34条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防 短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることがで きる。

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同で、別の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第157条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第157条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同で、)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第125条において同じ、)の数の上限をいう。以下この節において同じ、)は、おおむね10人以下としなければならない。
- (f) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室

- (7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの 利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状 を有すること。
- (4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属する ユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

工 便所

- (7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
- 7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業 所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあっては2.7メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル(中廊下にあっては1.8メートル)以上として差し支えない。
 - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第159条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第121条 第97条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 について準用する。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第122条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サ

- ービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに 該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を 受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費 用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払 を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 基準省令第155条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に 基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第155条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に 基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用(基準省令第155条第3項第5号の規定により厚生労働 大臣が定める場合を除く。)
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第155条第4 項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

- 第123条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員(第95条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
 - (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第95条第2項の規定の適用を 受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
 - (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の送迎の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - 10 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第124条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配

置すること。

- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防 短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなけ ればならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、 この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

- 第125条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 第95条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型 特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることと なる利用者数
 - (2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 (準用)
- 第126条 第99条、第100条、第102条、第103条及び第106条から 第109条(第84条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指 定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 99条第1項中「第104条」とあるのは「第123条」と、第108条第2項 第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第126条にお いて準用する次条」と、第109条中「第104条」とあるのは「第123条」

と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

- 第127条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

- 第128条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律 的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な 技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するものの ほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しな

ければならない。

- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員 を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担 により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者 による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第129条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用 者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重 した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてで きる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければなら ない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に 応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律 的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第131条 第110条、第111条、第114条から第116条までの規定は、 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合に おいて、第111条中「第94条」とあるのは「第119条」と読み替えるもの とする。 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

- 第132条 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第 号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第112条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第108条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
 - (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する 指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入 所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所 事業所として必要とされる数以上であること。
 - (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第133条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22 条、第23条、第25条、第29条から第36条まで、第84条、第86条、第 94条及び第96条並びに第4節(第109条を除く。)及び第5節の規定は、 共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、 第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護 従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第84条第 3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防 短期入所生活介護従業者」と、第99条第1項及び第103条中「介護予防短期 入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と と、第108条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とある のは「第133条」と読み替えるものとする。

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第134条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第42号。以下「指定地域密着型介護予防却ービス基準条例」という。)第6条に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び第9条に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防い規模多機能型居宅介護事業所・以近に対立を関係を表し、以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数等)

第135条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入 所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入 所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他 の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期 入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用 者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 生活相談員 1以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第172条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第137条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 栄養士 1以上
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実 情に応じた適当数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加え て、第1項各号に掲げる員数の介護予防短期入所生活介護従業者を確保するもの とする。
- 5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第173条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第136条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期 入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (利用定員等)
- 第137条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。
- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業 とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第175条第1項に規定する利用定員等の 基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

- 第138条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 食堂
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 浴室
 - (5) 便所

- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
 - (2) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
 - (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円 滑に移動することが可能なものでなければならない。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業 とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第176条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第139条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期 入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等と の間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第140条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第23 条、第25条、第29条から第32条まで、第33条(第5項及び第6項を除 く。)、第34条から第36条まで、第84条、第86条及び第94条並びに第 4節(第101条第1項及び第109条を除く。)及び第5節の規定は、基準該 当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とある のは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防 訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第29条 中「第26条」とあるのは「第140条において準用する第104条」と、「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」 と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは 「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サ ービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護 予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第 105条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第108条第2項第2 号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第140条」と、第 115条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとす る。

第8章 介護予防短期入所療養介護 第1節 基本方針

第141条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第142条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防 短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護 予防短期入所療養介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。) 及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第180条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第179条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第148条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。) 第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。) である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介

護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第180条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

- 第143条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のと おりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型 介護老人保健施設(甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営 に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第49号)第43条に規定 するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除 く。)を有すること。

- (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(甲府市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第51号)第3条の規定により、その例によるものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人に つき6.4平方メートル以上とすること。
 - イ浴室を有すること。
 - ウ機能訓練を行うための場所を有すること。
- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第50号)第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第160条及び第164条において同じ。)に関するものを除く。)を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第181条第1項及び第2項に規定する設備に関する

基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす ことができる。

第4節 運営に関する基準

(対象者)

第144条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

- 第145条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額と の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場

合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 基準省令第190条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に 基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる 費用
- (4) 基準省令第190条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に 基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(基準省令第190条第3項第5号の規定により厚生労働 大臣が定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第190条第4 項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- 第146条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養 介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。た だし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合は、この限りでない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その

態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

- 第147条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他運営に関する重要事項 (定員の遵守)
- 第148条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び 療養室の定員を超えることとなる利用者数
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療 養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
 - (3) 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護 事業所にあっては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室 の定員を超えることとなる利用者数
 - (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者 を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員 を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

- 第149条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会 計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入 所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。
 - (1) 第152条第2号に規定する介護予防短期入所療養介護計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第146条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(準用)

第150条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条、第30条、第32条から第36条まで、第84条、第86条、第87条、第99条、第100条第2項及び第107条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第147条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第99条第1項中「第104条」とあるのは「第147条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第99条第1項中「第104条」とあるのは「第147条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

- 第151条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期

入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

- 第152条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第141条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものと する。
 - (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下この条において「介護予防短期入所療養介護計画」という。)を作成するものとする。
 - (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介

護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養 介護計画が作成されている場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づ き、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し やすいよう指導又は説明を行うものとする。

(診療の方針)

- 第153条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。
 - (5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第198条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
 - (6) 基準省令第198条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の 医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
 - (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第154条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第155条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常 生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をも って行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者 のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用 者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければな らない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第156条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の 状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を摂ることができるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第157条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよ

う努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

- 第158条 第1節及び前3節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。(基本方針)
- 第159条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

- 第160条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に あっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。) を有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事

業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有すること。

- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有すること。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第197条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第195条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第197条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第161条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに 該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を 受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費 用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払 を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 基準省令第206条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に 基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる 費用
 - (4) 基準省令第206条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に 基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用(基準省令第206条第3項第5号の規定により厚生労働 大臣が定める場合を除く。)
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第206条第4

項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

- 第162条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域
 - (5) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第163条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わ なければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防 短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

- 第164条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
 - (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所 療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設 の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えるこ ととなる利用者数
 - (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 (準用)
- 第165条 第144条、第146条、第149条及び第150条(第84条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第149条第2項第2号及び第4号

から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条において準用する次条」と、第150条中「第147条」とあるのは「第162条」と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

- 第166条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第167条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常 生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をも って行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状、心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の 状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなけ ればならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第168条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用 者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重 した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてで きる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければなら ない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第169条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に 応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律 的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

- 第170条 第151条から第154条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第152条中「第141条」とあるのは「第159条」と読み替えるものとする。
 - 第9章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

- 第171条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護 (以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防 特定施設サービス計画(法第8条の2第9項に規定する計画をいう。以下同 じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能 訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活 介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定介 護予防特定施設(特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護 の事業が行われるものをいう。以下同じ。)において、自立した日常生活を営む ことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活 機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

- 第172条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設 ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以 下「介護予防特定施設従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごと に1以上
 - (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は 介護職員
 - ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又 はその端数を増すごとに1以上であること。
 - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (7) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (4) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1

を加えて得た数以上

- ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- (4) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1 を標準とする。)
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第207条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。) の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (2) 看護職員又は介護職員
 - ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用 者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端 数を増すごとに1以上であること。
 - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (4) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居 者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介

護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯について は、この限りでない。

- (3) 機能訓練指導員 1以上
- (4) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1 を標準とする。)
- 3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の 平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する 介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項に規定する場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作 成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項に規 定する場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない 場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者)

第173条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設におけ

る他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第174条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない 附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を 有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建て の指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保され ているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要 しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定介護予防特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。)、 浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。
- 4 指定介護予防特定施設の介護居室(指定介護予防特定施設入居者生活介護を行 うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び 機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。
 - (1) 介護居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められ

る場合は、2人とすることができるものとする。

- イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
- ウ地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。
- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- (5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間 と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。
- 8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第210条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第175条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第180条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなけ

ればならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者 の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

- 第176条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居 者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施 設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外 の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院 治療を要する者である場合等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを 提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他 の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者 生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の 把握に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第177条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者 生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなけれ

ばならない。

(利用料等の受領)

- 第178条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において 提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で あって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第179条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合に

- は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(運営規程)

- 第180条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員及び居室数
 - (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
 - (6) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第181条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切 な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従 業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の 従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならな い。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び

指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指 定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の 事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的 に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

- 第182条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関(当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。)を定めなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力歯科医療機関(当該指定 介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とし た際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなけ ればならない。

(地域との連携等)

- 第183条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たって は、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に 関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事 業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第184条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品 及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防 特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日

から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 第177条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第179条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第181条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第185条 第12条、第13条、第22条から第25条まで、第29条から第36条まで、第86条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条及び第29条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第26条」とあるのは「第180条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

- 第186条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予 防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師 とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者 生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した 日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常 に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者 生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその 他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めな ければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

- 第187条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第171条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる ものとする。
 - (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は 歯科医師からの情報の伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その 有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題 点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決 すべき課題を把握しなければならない。
 - (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき 課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定 施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体 的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行 う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成するものとす る。
 - (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
 - (4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該 介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行う ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいよう説明を行うものとする。

- (7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。
- (8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- (9) 第1号から第7号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

- 第188条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活 の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に 行わなければならない。

(健康管理)

第189条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第190条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の 状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対 し、その相談に適切に応ずるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わな ければならない。

(利用者の家族との連携等)

第191条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族と の連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努め なければならない。

(準用)

- 第192条 第114条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。
 - 第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針

(趣旨)

第193条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。)及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

- 第194条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以

下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。) は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数等)

- 第195条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごと に1以上
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1 以上
 - (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1 を標準とする。)
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第228条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第227条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設 入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの 利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。) が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1

を標準とする。)

- 3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の 平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者(第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項に規定する場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する 介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項に規定する場 合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作 成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でな ければならない。ただし、利用者(第2項に規定する場合にあっては、利用者及 び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他 の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第196条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければなら ない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護 予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

- 第197条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない 附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を 有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建て

の指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。
- 4 指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 居室

- ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
- ウ地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- (4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間 と構造を有するものでなければならない。

- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準について は、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第231条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

- 第198条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合は除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契 約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはなら ない。
- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当

該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ、第1項 の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

- 第199条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程を定めなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員及び居室数
 - (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その 他の費用の額
 - (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所 在地
 - (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
 - (7) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - 10) その他運営に関する重要事項

(受託介護予防サービス事業者への委託)

- 第200条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、 受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受 託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。
- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)、指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者(法54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。)又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(次項において

「指定事業者」という。) でなければならない。

- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定 訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。 以下同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第102条に規定す る指定通所介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護(甲府市指定地 域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24年12月条例第41号)第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護を いう。以下同じ。)、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定 介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第 205条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サー ビス基準条例第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第 115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者により行 われるものに限る。以下「指定第1号前門事業」という。)に係るサービス及び 同号口に規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下 「指定第1号通所事業」という。)に係るサービスとする。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
 - (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
 - (2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス
 - (3) 指定介護予防訪問看護
- 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に 規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、 前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス 以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、 これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス 事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、市内に所在する指定介護予防

認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受 託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

- 7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護 予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものと する。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護 予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録 しなければならない。

(記録の整備)

- 第201条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整 備しなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に 対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 介護予防特定施設サービス計画
 - (2) 第203条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告 に係る記録
 - (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第177条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (8) 次条において準用する第179条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (9) 次条において準用する第181条第3項の規定による結果等の記録 (準用)
- 第202条 第12条、第13条、第22条から第25条まで、第29条から第

36条まで、第86条、第106条、第176条から第179条まで及び第181条から第183条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第29条中「第26条」とあるのは「第199条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第31条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第177条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第181条第1項から第3項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (受託介護予防サービスの提供)

- 第203条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、 適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなけ ればならない。
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護 予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供し た日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならな い。

(準用)

第204条 第186条、第187条、第190条及び第191条の規定は、外部 サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。 この場合において、第187条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは 「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事 業者」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針

第205条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定

介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

- 第206条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉 用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉 用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施 行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数 は、常勤換算方法で、2以上とする。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 - (1) 指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準条例第239条第1項に 規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 同項
 - (2) 指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービス等基準条例第256条第1 項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 同項
 - (3) 第223条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者 同項 (管理者)
- 第207条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業 所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護 予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第208条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、第213条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を備えないことができるものとする。
- 2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 福祉用具の保管のために必要な設備
 - ア清潔であること。
 - イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分す ることが可能であること。
 - (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者 が取り扱う福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第238条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第241条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第209条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定 介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額

- と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不 合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
 - (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内 容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

- 第210条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなけれ ばならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第211条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑚に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目 的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければな らない。

(福祉用具の取扱種目)

第212条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、 変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱 うようにしなければならない。

(衛生管理等)

- 第213条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

- 第214条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営 規程(第210条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)の概 要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し なければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、 指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごと

- の利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 (記録の整備)
- 第215条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸 与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
 - (1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第213条第4項の規定による結果等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録
 - (6) 第219条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画 (準用)
- 第216条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第30条から第36条まで並びに第84条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第26条」とあるのは「第210条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第217条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その

目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第218条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第 205条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲 げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
 - (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護 予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行 うものとする。
 - (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
 - (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、 安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
 - (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意

- 事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。
- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は 価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。 (介護予防福祉用具貸与計画の作成)
- 第219条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第233条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その 内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければな らない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介 護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付し なければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防 福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の 変更について準用する。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

- 第220条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれ に相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業 を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業 所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、 2以上とする。
- 2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第253条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第221条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第30条から第32条まで、第33条(第5項及び第6項を除く。)、第34条から第36条まで並びに第84条第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第206条を除く。)、第3節、第4節(第209条第1項及び第216条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第26条」とあるのは「第221条において準用する第210条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防

サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第209条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第215条第2項第1号及び第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第221条」と読み替えるものとする。

第11章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針

第222条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

- 第223条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護 予防福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定 介護予防福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の 員数は、常勤換算方法で、2以上とする。
- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

る。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第239条第1項
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第256条第1項
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第206条第1項 (管理者)
- 第224条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第225条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。
- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を 併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販 売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指 定居宅サービス等基準条例第258条第1項に規定する設備に関する基準を満た すことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ る。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第226条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第227条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具 販売を提供した際には、法第56条第3項に規定する現に当該特定介護予防福祉 用具の購入に要した費用(以下「販売費用」という。)の額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、販売費用の額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
 - (2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する 費用
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

- 第228条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。
 - (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
 - (2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - (3) 領収書
 - (4) 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用 具の概要

(記録の整備)

- 第229条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会 計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第226条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

- (4) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録
- (5) 第233条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画 (準用)
- 第230条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第23条、第25条、第28条、第30条から第36条まで、第84条第1項及び第2項、第210条から第212条まで並びに第214条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第26条」とあるのは「第230条において準用する第210条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第210条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第211条第1項及び第212条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第214条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第214条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

- 第231条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防 福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活

用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 (指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

- 第232条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、 次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定 され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目 録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等 に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得る ものとする。
 - (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する 特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な 支援を行うものとする。
 - (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
 - (4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
 - (5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第233条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下この条において「特定介護予防福祉用具販売計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当 該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定居宅サービス等基準条例附則第2項の適用を受けている指定短期入所生活 介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者 が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護 予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合については、第98条第6項第1号ア及びイ 並びに第2号ア並びに第7項の規定は適用しない。
- 3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。次項から附則第6項までにおいて「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3

条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき

- 6. 4平方メートル以上としなければならない。
- 10 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームにあっては、第197条第 4項第1号アの規定は適用しない。
- 11 第172条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しく は診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型 指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、 置かないことができること。
 - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設 の実情に応じた適当な数とすること。
- 12 第195条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する 診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3 月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居 者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談 員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施 設の実情に応じた適当な数とする。
- 13 第174条及び第197条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又 は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床 を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生 活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併

設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

提案理由

中核市に移行するため、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防サービス等の 事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準を定めるについては、この条例を制定する必要が ある。これが、この条例案を提出する理由である。